

○ 支払請求書の様式等に関する規程

〔昭和49年7月16日〕
基金規程第3号

改正	昭和50年	3月24日	基金規程第	6号
	同 50年	7月18日	同	第13号
	同 51年	3月 8日	同	第 3号
	同 51年	6月22日	同	第 5号
	同 51年	9月16日	同	第 7号
	同 52年	8月25日	同	第 9号
	同 53年	3月 9日	同	第 1号
	同 54年	3月28日	同	第 1号
	同 56年	10月16日	同	第 9号
	同 57年	3月 5日	同	第 1号
	同 57年	9月30日	同	第 5号
	同 58年	4月28日	同	第 3号
	同 58年	10月13日	同	第 6号
	同 59年	6月30日	同	第 6号
	同 59年	11月 1日	同	第10号
	同 60年	4月11日	同	第 2号
	同 61年	2月13日	同	第 2号
	同 61年	6月 2日	同	第 8号
	同 62年	6月 5日	同	第 3号
	同 63年	1月13日	同	第 1号
	平成 3年	11月 6日	同	第 7号
	同 6年	6月29日	同	第 3号
	同 6年	11月24日	同	第 6号
	同 8年	4月11日	同	第 2号
	同 9年	4月 1日	同	第 4号
	同 9年	7月11日	同	第 7号
	同 12年	8月 7日	同	第 1号
	同 16年	3月31日	同	第 4号
	同 18年	4月12日	同	第21号
	同 18年	9月29日	同	第25号
	同 20年	3月 6日	同	第 1号

同	24年10月30日	同	第7号
同	28年3月31日	同	第4号
同	31年3月29日	同	第3号
令和	2年3月30日	同	第4号

(支払請求書)

第1条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「令」という。）第1条の規定による支払請求書の様式は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）第6条第1項に規定する消防団員等公務災害補償又は同条第2項に規定する非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費に応じて、次の各号に掲げる種類に区分し、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 損害補償費支払請求書 別記様式第1号
- 二 退職報償金支払請求書 別記様式第2号

2 消防団員等公務災害補償のうち、同一の負傷又は疾病に係る療養補償及び休業補償に要する経費の支払についての請求に係る前項第1号の損害補償費支払請求書は、1月ごとに提出するものとする。

(支払請求書の添付書類)

第2条 前条第1号の損害補償費支払請求書には、別記様式第3号による事故状況等証明書及び当該様式の注意事項に定める書類を添付するほか、損害補償の種類に応じ、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 療養補償

別記様式第4号による療養補償費内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

二 休業補償

別記様式第5号による休業補償費内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

三 傷病補償年金

ア 別記様式第6号による傷病補償年金内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

イ 別記様式第6号の2による傷病補償年金変更内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

四 障害補償

ア 別記様式第7号による障害補償費内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

イ 別記様式第7号の2による障害補償費変更内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

五 介護補償

別記様式第7号の3による介護補償費内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

六 遺族補償

別記様式第8号による遺族補償費内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

七 葬祭補償

別記様式第9号による葬祭補償費内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

八 未支給の損害補償

別記様式第10号による未支給の損害補償費内訳書及び当該様式の注意事項に定める書類

2 次の各号に掲げる場合においては、前項に規定する添付書類のうち、当該各号に定める書類は省略することができる。

一 同一の事故又は疾病について2回以上支払を請求する場合 第2回以降の支払請求書に係る添付書類のうち第1回の支払請求書に係るものと同一のもの

二 同一の事故又は疾病について同一の期間における療養補償費及び休業補償費を請求する場合 いずれか一方の内訳書に係る添付書類のうち他方の内訳書に係るものと同一のもの

三 同一の事故又は疾病について同一の期間中の2以上の療養機関において療養を受けたことにより当該同一の期間における2以上の療養補償費を請求する場合 いずれか一方の内訳書に係る添付書類のうち他方の内訳書に係るものと同一のもの

四 傷病補償年金又は障害補償費を請求する場合 同一の事故又は疾病についての療養補償費内訳書又は休業補償費内訳書に係るものと同一のもの

五 介護補償費を請求する場合 傷病補償年金内訳書又は障害補償費内訳書に係るものと同一のもの

六 遺族補償費及び葬祭補償費を請求する場合 いずれか一方の内訳書に係るものと同一のもの又は同一の事故若しくは疾病についての療養補償費内訳書若しくは休業補償費内訳書に係るものと同一のもの

3 前条第1項第2号の退職報償金支払請求書には、退職報償金請求システムによって作成された請求データをファイル化して添付するものとする。

(支払決定通知書)

第3条 消防団員等公務災害補償等共済基金理事長（以下「基金理事長」という。）は、損害補償費又は退職報償金の支払の決定を行ったときは、市町村長又は水害予防組合管理者に対して、別記様式第13号による損害補償費支払決定通知書又は別記様式第13号の2による退職報償金支払決定通知書を送付するものとする。

2 基金理事長は、前項に掲げるもののほか、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支払の決定を行ったときは、市町村長又は水害予防組合管理者に対して、別記様式第13号の3による年金決定通知書を送付するものとする。

3 基金理事長は、前項の規定により年金決定通知書を送付した後に、当該年金の額の改定を行ったときは、市町村長又は水害予防組合管理者に対して、改定後の年金額を記載した年金決定通知書を新たに送付するものとする。

(療養の現状報告書)

第4条 市町村長又は水害予防組合管理者は、療養補償に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者について、同日後1月以内に、別記様式第14号による療養の現状報告書により、基金理事長に報告しなければならない。

2 基金理事長は、市町村長又は水害予防組合管理者に対して、必要の都度、前項の報告を求めることができる。

(定期報告書)

第4条の2 市町村長又は水害予防組合管理者は、毎年2月1日において、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の受給権者である者について、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、別記様式第14号の2による傷病補償年金定期報告書、別記様式第15号による障害補償年金定期報告書又は別記様式第15号の2による遺族補償年金定期報告書を基金理事長に提出しなければならない。ただし、基金理事長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(年金に関する異動報告書)

第5条 市町村長又は水害予防組合管理者は、傷病補償年金若しくは障害補償年金の受給権者又は遺族補償年金を受けることができる遺族（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）附則第2条の2第2項の規程に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る同項の非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。以下同じ。）が次の各号の1に該当するに至ったときは、遅滞なく、別記様式第16号による年金に関する異動報告書を基金理事長に提出しなければならない。

一 氏名又は住所に変更があつたとき。

二 傷病補償年金の受給権者の障害の程度に変更があつたとき。

三 障害補償年金の受給権者の障害の程度に変更があつたとき。

四 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が死亡したとき。

五 基準政令第8条の3第1項の規定により遺族補償年金を受け権利が消滅したとき。

六 遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じたとき。

七 基準政令第8条の2第4項第1号又は第2号のいずれか1に該当するに至ったとき。

八 基準指令第8条の4の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又はその停止が解除される事由が生じたとき。

九 当該補償の事由と同一の事由について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付が支給されることとなったとき、その給付の額が変更されたとき又はその支給を受けられなくなったとき。

(損害補償費支払記録簿等)

第6条 基金理事長は、療養補償、休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償については別記様式第17号による損害補償費支払記録簿を、介護補償については別記様式第17号の2による損害補償費（介護補償）支払記録簿を、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については別記様式第18号、別記様式第19号又は別記様式第20号による年金支払原簿及び別記様式第21号、別記様式第22号又は別記様式第23号による年金支払記録簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。ただし、所要の事項に係る電磁的記録の処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンターを事務所に備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる場合にあつては、各記録簿又は原簿を備え、所要の事項を記載して整理しているものとみなす。

(掛金支払明細書)

第7条 令第5条の規定による掛金支払明細書の様式は、別記様式第24号による。

(団員の定員を定める条例等の写しの提出)

第8条 市町村長又は水害予防組合管理者は、毎年10月1日現在における非常勤消防団員又は非常勤水防団員の定員を定める条例（市町村の一部事務組合にあつてはその組合を組織するそれぞれの市町村の条例、水害予防組合にあつてはその組合の組合会の議決）の当該定員を知るに足りる部分の写しを、その年の11月末日までに基金理事長に提出しなければならない。

別記様式第1号～別記様式第24号 （略）